

ジョーンズ・デイでは、世界各国に広がる 40 以上のオフィスが、現地の法令や判例等の最新情報を Alert/Commentary 等としてお伝えしています。その中から日系企業に特に関心が高いと思われるものを以下でご紹介します。なお、英文部分の各リンクから Alert/Commentary 等の原文をご覧ください。

Life
Science

外国投資リスク審査近代化法（FIRRMA）への対応：CFIUS によるバイオテクノロジー及びライフサイエンス分野の審査

[Facing FIRRMA: CFIUS Review of the Biotechnology and Life Sciences Sector](#)

対米外国投資委員会（「CFIUS」又は「同委員会」）は、昨年制定された法律を施行する規則案を近時公表しました。2020年2月に施行される予定の同規則案によれば、米国の国家安全保障への影響を評価するために米国への外国投資を審査する権限を有する CFIUS は、バイオテクノロジー及びライフサイエンス企業に関わる取引の審査についてより大きな権限を有することになります。その結果、バイオテクノロジー及びライフサイエンス分野で事業を行う米国企業（又は米国で事業を行う外国企業）に対する投資を企てる外国投資家は、その投資に CFIUS がいかなる影響を及ぼし得るかを慎重に検討する必要があります。この分野に対する外国投資は CFIUS への義務的な届出を要求される可能性があるため、とりわけ慎重な検討が要求されます。CFIUS に取引を届け出る当事者は、詳細な情報（投資家の場合は当該投資家の最終的な外国親会社に関する情報を含む。）を CFIUS に提供する用意をした上、CFIUS が審査プロセスを完了するのに要する時間を適切に想定しておくことが必要となります。

CFIUS は、外国人による米国事業（外国企業の米国における事業を含む。）の支配をもたらす外国人による又は外国人との取引を伝統的に含む、いわゆる「対象取引」を審査する権限を有する米国政府の省庁間委員会です。CFIUS は、特定の外国投資家によってもたらされる脅威及び特定の米国事業が示す脆弱性の双方を査定することにより、これらの取引が米国の国家安全保障に及ぼし得る影響の程度を評価します。2018年に成立した法律に関連し、CFIUS をめぐる様相は既に変化していますが、さらなる重要な変化が待ち受けています。2018年8月、トランプ大統領は、外国投資リスク審査近代化法（「FIRRMA」）に署名し、同法を制定しました。2019年9月、米国財務省は、FIRRMA を施行するための規則案を公表しました。同規則案は2020年2月までに発効することが予定されています。

特に、FIRRMA 及び同規則案は、従前、同委員会の管轄外であった機密性を有する米国事業及び特定の不動産取引への非支配的な特定の外国投資について CFIUS に管轄権を与えることにより、CFIUS の管轄権に服する外国投資の範囲を拡張しています。この点、同規則案が発効すると、CFIUS は、とりわけ、特定のバイオテクノロジー及びライフサイエンス企業が関与する取引の審査についてより強大な権限を有することになります。これは主として、特定のバイオテクノロジーに適用される輸出管理への関心の高まり及び米国市民に関する

機微な個人データへのアクセスについての懸念を理由とするものです。その結果、外国投資家とバイオテクノロジー及びライフサイエンス分野で事業を行う米国企業との間の取引の当事者は、CFIUS が当該取引に及ぼし得る影響を慎重に検討する必要があります。

Regulation

米国・中国間取引の不透明さ：通商法 301 条に基づく関税の状況

[U.S.-China Trade Uncertainty: Section 301 Tariff State of Play](#)

近時の発表によれば、米国と中国は、間もなく最初の一部合意に達する見込みとのことであり、その結果、現在賦課されている中国原産物品の関税が撤廃され、また、2019年12月15日に発動予定の新たな関税措置が回避されることとなります。

関税の一部撤廃が見込まれているものの、貿易戦争の最終解決に至るまで、中国米国間の取引及び供給網を有する企業は、関税の追加措置の危険に対処すべきこととなります。

すなわち企業は、301条に基づく義務の減免の方策を検討する必要があります。具体的には、関税対象物品に係る最初の3つのリストについては、米国通商代表部の指定する除外項目を注視し、4番目以降のリストについては、除外申請を行うこととなります。

Privacy

中国サイバーセキュリティ法に基づく取締りの継続的な強化

[China Cybersecurity Law Continues to Bring Enforcement Crackdown](#)

2017年6月1日、中国は、サイバーセキュリティ及びデータ・プライバシーに関する従来の法規制を包括的な規制に統合するサイバーセキュリティ法を施行しました。同法施行以来現在に至るまで、中国当局はその執行に力を入れ続けており、同法に違反した多くの企業が処罰されています。

とりわけ、以下の義務に違反した企業に対して処罰が課されています。

- ① 個人情報収集及び利用に関するポリシーの公表
- ② 収集される個人情報の種類の特定
- ③ データの収集または利用に先立つ同意の取得
- ④ データ主体の個人情報の開示、訂正、削除請求において合理的な条件を採用し、その方法をデータ主体に通知すること
- ⑤ デフォルトでの同意、一括同意または強制同意によらないで、データ主体の同意を取得
- ⑥ 個人情報の適切な保護のために必要な安全対策の実施

以下では、重要な法執行の傾向を示す重要事例を紹介します。2017年：サイバーセキュリティ法施行後まもなく、中国当局は、Tencent Holdings Limited、Sina Corporation、Baidu、Inc.などの大手企業に対して注目すべき調査を実施しました（詳細については、[中国の新サイバーセキュリティ法による取締り](#)をご参照下さい）。



2018年：同年8月、上海通信局は、20社に対して、ユーザが登録解除を行う手段を適切に設けていないとして、是正を命じました。同年12月、中華人民共和国工業情報化部(以下「MIIT」といいます。)は、Suzhou Tongcheng E-dragon Network Technology Co., Ltd.の代表者に対し、WeChatプラットフォーム上のプログラムについて取調べを行いました。MIITは、サイバーセキュリティ法等に基づき、同プログラムは、個人情報の収集・利用に関する方針を適切に公表せず、利用者の同意を得ずに、中国鉄道株式会社のロイヤルティプログラムに利用者のアカウントをリンクさせたと判断しました。同社は、利用者の知る権利と選択の自由を正当に保護するよう是正を命じられました。

2019年：同年2月、MIITは、一括同意によりインターネットアプリを販売していたとして、40個のアプリについて警告しました。同年4月、広東省通信局は、Guangzhou UC Network Technology Co., Ltd. (PPアシスタント開発)、Guangdong Pacific Internet Information Service Co., Ltd. (PCオンライン)などの企業を取り調べ、個人情報の保護ができていないアプリを削除しました。広東省通信局は、山西郵政公社、北京新文化通信株式会社、北京郵政公社などの企業に対し、20個のアプリについて、(i)アカウント登録ページに利用規約及びプライバシーポリシーが表示されていないこと、(ii)ユーザのモバイルサービスプロバイダーからパスワード及び検証コードにアクセスすることを会社に許可する隠された条項をプライバシーポリシーに組み込んでいること、(iii)収集される個人情報の種類を特定しないことなどの理由から、警告を發しました。

2019年7月：MIITは、個人情報の収集・利用ルールの公表、データ収集前の同意取得、個人情報の訂正方法の利用者への通知を怠ったことを理由に、Beijing Changyou Times Digital Co., Ltd.、Beijing Tianying Jiuzhou Network Technology Co., Ltd.、Beijing Cat Eye Culture Media Co., Ltd.など18社に対し、アプリを削除し、是正命令を發しました。また、モバイルアプリであるBuding Xiao Dai, Jiu Miao Dai, Mai Ya Daiに対しても、個人情報の収集・利用に先立ち、ユーザの同意を得ていないことを理由に命令を發しました。

今後も、中国当局は、個人情報の保護や取締りに積極的に取り組むことが予想されます。各企業は、プライバシーポリシー及びその実施手順を確実に法令に遵守させるために、これらを定期的かつ徹底的に見直す必要があります。

その他、2019年11月は以下の最新情報をAlert/Commentaryとしてお伝えしています。

Compliance

オーストラリアにおける企業犯罪責任制度の変更
[Changes Ahead for Australia's Corporate Criminal Liability Regime](#)

Finance

ISDAによるLIBORからの移行のための「最終パラメータ」に関する協議結果の公表
[ISDA Announces Results of "Final Parameters" Consultation for LIBOR Transition](#)

SECによる株主提案及び議決権行使助言会社に関する規制の変更案の公表
[SEC Proposes Updates to Shareholder Proposal Rules and Proxy Voting Advice Regime](#)

IP

技術革新が創造する時：米国特許商標庁における人工知能に関するさらなる進展
[When Innovation Creates: Additional Developments in Artificial Intelligence at the U.S. Patent and Trademark Office](#)

Labor

欧州司法裁、従業員労働時間の日毎での記録が必要と判断：雇業者への実践的提言
[Daily Registration of Employee Working Time in the European Union: Practical Recommendations for Employers](#)

Life Science

OIGによる透析に関連するテレヘルステクノロジーに関する新たな適用除外の提案
[OIG Proposes New Exception for Dialysis-Related Telehealth Technologies](#)

M&A

衡平法裁判所がテスラのCEO報酬について「完全な公正性」審査を適用
[Chancery Court Requires Entire Fairness Review of Tesla CEO Compensation](#)

米国証券取引委員会の2020年予測？株主提案についての新職員ガイダンス
[Some 2020 Foresight from the SEC? New Staff Guidance on Shareholder Proposals](#)

Securities

全米商工会議所がESG情報開示のためのベストプラクティスガイドラインを公表
[U.S. Chamber of Commerce Releases Best Practices Guidelines for ESG Disclosures](#)

Tax

対オーストラリア・インバウンド投資に対するオーストラリア税務局による審査の強化
[Australian Taxation Office Increases Scrutiny of Australian Inbound Investments](#)